# ドイツ有限会社法における企業承継

### ---有限会社法と相続法の交錯-

序

説

ては、 況を顧慮するならば、 は、 立ち至っている。 超過分の金銭による補償という解決方法は、 は法制度上絶え間なく存在するのである。 ては多大な関心が寄せられ、 の効率性に由来する農業経営の後継者への農地の集中という要請と容易に調和するものでなく、その対立の契機 の究極的解決には至っていないのではないかと考える。 本論稿は、 一応その解決方法が提示され、その後において法律学者の関心も遠のいている。しかし、私見では、 株式の相続や持分の相続について、 有限会社持分の相続について、ドイツにおける判例および学説を検討するものである。 もし、 金銭補償額の高額化を招来し、農業承継者によって一時に清算することができない状況に 農業承継者による農地の単独保有という形態を放棄して、 法社会学的アプローチを含む法律学からの解決が求められていた。 農地の農業経営承継者への一括帰属と他の共同相続人に対する相 一応は納得しうるものであるとしても、 研究者の関心が薄かったように思われる。 戦後の相続法における均分相続という原則は、 今日における土地の高 部に主張されている農業法 戦後、 この課題に対し 農地相続に 農業経営 わが国で 問題 · つ

この方法自体にも次に会社について述べるような欠点がある。

人の設立という解決方法に依拠するとしても、

まり、 れたのではなく、 争として顕在化するからである。このようにみるならば、 法人の構成員の利害対立の可能性が絶無とはいえず、 相変らず農業を承継しない共同相続人による「相続放棄」という慣行によって紛争の発生が抑 農地相続に関する法律問題は何ら根本的な解決が 相続に関する紛争が後日まで延期され法人内部 図ら の紛

えられていると想定するのが妥当なところであろう。

続問題は、 う形で容易に処理され、何ら法律上注目に値する問題が存在しないかのような印象を与えるが、実際上、この相 なかったのでないかと推測される。このように考えると、農業以外の事業の相続は、 分配するという形で、 法律問題が生じ実務上も複雑な処理を要するのであろうが、事業用財産をもって会社を設立しその株式・持分を されることで足りる。 ことで満たされているのであり、 分散所有という形で、随意に相続の実態に応じて処理されうるからである。事業用財産の一括承継という目的 式または持分の相続として把握され、事業承継者への株式・持分の集中あるいは共同相続人間での株式・持分の を採用していたことが最大の理由として挙げられる。会社形態を採用している場合には、 かなり多数の会社訴訟は、 会社形態を採用している限り、事業用財産が会社財産として社員の死亡とは無関係に一括して帰属している の達成のためには、 農業以外の事業の承継について何故問題が生じなかったかといえば、これらの事業がおおむね会社形態 会社においてきわめて重要な地位を占めているのである。厳密な調査や統計によるものではないが もし、 簡便な処理方法がとりうるのであり、この点で農地相続ほどには従来法律学の関心を集め 共同相続人間における被相続人所有の株式・持分の相続分に応じた分配という処理がな 株式や持分の相続をめぐる争いがその基礎にあり、 会社形態でなくて個人営業として事業が営まれていた場合には、農地相続と同様 残る問題は、 共同相続人間の公平を図るということだけである。しかも、 相続問題をめぐる争いが会社訴訟 株式または持分の相続とい 事業の相続は法律上株

られていたことは否定できない。 という装いをまとって裁判所に持ち込まれたものであると推測できる。 あるが、 これが通常の会社訴訟として判断されることによって、 相続問 題は、 独立の研究課題として考察されることが望ましいのであり、 また相続に関する争いが、 会社訴訟によって適切に解決されたと考えることも 会社訴訟が本来有している目的 紛争の実体としては相 その考察の基盤 続に や機 に関する 能が の上に、 つゆが 株 で

式や持分の相続をめぐる争いが解決されるべきである。

り扱うが、まず持分の遺贈について会社の承認が必要であるために生ずる問題を考察する。 どこにあるかについて考察する。 が図られる。 目的として相続人によって結成される持分組合の法律構成について紹介する。第二章では、 り扱う。 (定款) に受益権が設定される場合や、 いという要請の反面で、受遺者の利益も可及的に保護されなければならないのであり、 産分割について会社の承認を必要とするか否かについて検討を加える。さらに、 展開に考察を加える。 本論稿は、このような見地から、 その授権 る。 により、 次に、 主眼は、 次に、 の可能性と法律解釈について検討を加える。 持分の 持分の 有限会社の持分が共同相続された場合に、会社法上生ずる法律問題を解決することに向 遺言者が、 譲渡につき定款で会社の承認が必要である旨が規定されている場合に、 相続性を制限することが可能であるか否か、 全体は三章に分かれており、 遺言執行者が置かれている場合について考察する。第三章では、まず会社 持分の受遺者として会社の後継者となる者の決定を第三者に授権する場合に 有限会社の内部関係を、 従来等閑視されてきた有限会社持分の相続について、 第一章では、法定相続によって持分が承継される場合を取 その人的要素の親密性から人的会社に類似するものと さらに、持分上に会社経営に携わらない家族員の またもし可能であるならばその 遺産分割後に持分の共同管理を 両者の利益の妥当な調整 ド 会社 遺言による承継を取 Ż 相続分の処分や遺 ツ法に 0 利 法的 におけ 益を害しな いる議論 ゖ゙ 契約 ため Ś

所説であり、

私見はまったく入っていない。

その作業は私の研究計画にあわせて他日を期したい。

# 有限会社定款における企業承継の規制

### ── Käppler の所説の紹介−

#### はじめに

Schilling/Zutt, Komm. Zum GmbHG, 7. Aufl., 1975が重要である。 der Satzung einer GmbH", 1978 ZGR 542ffの紹介である。私は、ここ十数年来企業承継の研究に携わってきた Ubertragung und Vererbung von Mitgliedschaftrechten bei Vererbung des Geschäftsanteils bei がない場合は、 るが、それは以後発表する私の論文を参考にして頂きたいと思う。なお、注として掲げた引用文献は、 継の第三章執筆の素材となるものなので、関係ないわけでない。もっとも、 取りまとめることとした。私の研究スケジュールとしても、 て本論文の前提となるドイツにおける研究水準がどのレベルにあるのか判り得ず、また論点も判りにくい点があ ケプラーの業績は注目に値するものでありわが国の研究者に紹介する価値があると判断したので、 研究ノートは、 ケプラー Renate の論文の頁数であり、 Käpplerの企業承継に関する論文、"Die Steuerung der Gesellschaftererbfolge in der GmbH, 1965; Finger, GmbH-Rdsch, その他の場合には明示しておいた。 本論集に掲載中のドイツ有限会社法における企業承 Handelsgesellschaften, 1965; Hachenburg, 最後に本研究ノートの内容はすべてケプラー 企業承継の知識に乏しい方々にとっ 1975, 97; Wiedemann, 特に、 Däubler, 何も記載

説

的結合と結びついている。第三に、すべての、または少なくとも一部の社員は、会社経営に参与している。 く、人的な相互の信頼関係上に会社の結合が基づいている。第二に、社員相互は、しばしば会社外の大体は家族 しかし、有限会社の真実の構造は、人的会社化への接近にある。第一に、株主数が僅かであり、資本出資でな (Erbfolgesteuerung) 有限会社の法律上の典型的な構造は資本会社であるとして、従来その持分の相続統制ないし相続制 に重要性を認めてこなかった。概念上小さな株式会社 (klein AG) とされてきたのである。 第四 限

に、社員の交代を定款によって制限したり困難にしている。

自体は沈黙している。 務的な重要性がある。 とを達成するためには、生存中の持分の譲渡制限と、相続の場合の承継(定款による承継の制限) 五条五項による検討が必要である。有限会社の定款による相続の制御に対して、有限会社法 (GmbH-Gesetz) 人的拘束のメルクマール、 かような規制は人的な有限会社に限られるわけではないが、ここでは挙示の内部構造により、 これらの拘束の法律上の許容性の程度は、 たとえば家族に所属または職業的な結合を守り、世代を超えて将来に留めておくこ 持分の法律行為による移転のために有限会社法 その固有の実 が必要とな

1 a. a. O. 544.

## 相続統制の類型およびその問題点

定を被相続人から奪い取り社員全体に割り当てる条項もある。 バーが入社することを阻止することにある。しかし、また次のように、持分承継を可能にさせるが、 は会社 承継条項(Nachfolgeklausel)とは、 一社員もしくは複数の社員に帰属させることを意図する条項である。 最広義において、 持分を社員の死亡時もしくは死後に滅失させたり、また この規定の目的は、 後任者の決

と結び付いている範囲で、影響を受ける。 償 (Abfindung) の対価が確定される場合がある。このような条項の目的は、 人的な社員構成の統制と並んで、しばしば、持分が消滅する際の相続人の補償の排除、 により可能な限り影響を受けないようにする。それと同時に、 資本の状態および極端な場合には、会社の存続 被相続人の財産は、 または持分の価 それ が持分 値 が補 以

下

有限会社を維持する可能性を創り出すことであった。 自体はその資産価値を相続財産のそばを通り過ぎるように、 学説と予防法学的実務は、法解釈と条項の作成の発展に努力してきた。その主たる任務は、 すなわち相続財産を構成しないものとして導いて、 定款により、 持分

有限会社の定款で見いだされる条項には、次のものがある。

る。たとえば、 (1) 社員の死亡後、 承継者が特定の資格ないし特定の親族関係を満たすことができない場合(たとえば配偶者や直系 その持分は、 ―完全な対価、それより低い価値または無償で― 消却されることができ

卑属でない場合) には、 持分が消却される。 まれには、 死亡により持分が自動的に消却されたとみなされる。 (消

却条項